

平成31年度水力発電の導入促進のための事業費補助金
 (水力発電実証モデル事業)に係るFAQ

平成31年4月15日

<補助対象事業>

| No. | Q | A |
|-----|-------------------------------|--|
| 1 | 当該水力発電実証モデル事業の対象となる設備は、どこまでか？ | 水車、発電機の他に導水管や除塵機等の設備、設置工法等も対象となります。なお、水力発電の低コスト化や設置可能箇所の拡大に資する技術の開発・実証が必要となります。 |
| 2 | 水力発電所を新設する場合だけが、補助対象になるのか？ | 水力発電所の新設の他に以下の場合も補助対象になります。 <ul style="list-style-type: none"> ・廃止発電所の再活用 ・既設発電所における発電設備の増設 |
| 3 | 補助対象となる発電出力範囲は、何kW～何kWか？ | 発電所の認可出力が、20kW以上、5,000kW以下であるものが補助対象です。 |
| 4 | 補助対象期間は？ | 原則単年度です。ただし、単年度では事業完了が不可能な場合は、原則、最長令和2年度まで認められます。 ただし、実証設備の設置は、補助対象期間内に完了して下さい。 |
| 5 | 許認可、権利関係等が整っていない場合は、申請できるか？ | 申請時の状況がわかる資料（手続きが協議中の場合は認可等の目途が示されている資料）を添付すれば申請できます。ただし、設備導入までに許認可、権利関係等を整えることが前提となります。 |

＜事業要件＞

| No. | Q | A |
|-----|--|---|
| 1 | <p>発電出力は、20kW以上 5,000kW以下に、四捨五入で入ること でも良いか？</p> | <p>四捨五入は認められません。</p> |
| 2 | <p>当該補助事業の要件として「新設等する発電所の発電出力が、20kW以上5,000kW以下であること。」とあるが、事業の結果、発電出力が20kW未満になった場合、補助金は交付されるのか？</p> | <p>当該補助事業の要件で、“事業性評価を実施する水力発電所設備の発電出力が20kW以上”と定めているため、要件を満たしていただく必要があります。</p> |
| 3 | <p>補助対象経費とする外注費の支払についてだが、当社の社内ルールは「検収月末締め、翌月末払込」となっているため、検収を2月に行なうと、振込みが完了するのは翌3月末となるが認められるか？</p> | <p>当該年度の補助事業は、調査等の完了及び補助事業者における支出義務額の支出完了をもって事業の完了となるため、3月の支払完了は認められません。</p> |

＜固定価格買取制度（FIT）の適用＞

| No. | Q | A |
|-----|--|---|
| 1 | <p>本事業期間中及び財産処分制限期間中は、固定価格買取制度による売電を行わないことになっているが、売電することが出来ないのか？</p> | <p>本補助事業は実証試験であり売電目的の契約は認められません。発生した電気は、自家消費して頂くのが基本です。ただし、自家消費できない場合、実証試験中に自家消費出来なかった電気を、有効利用の観点から電力会社との相対契約にて実証試験経費に充てることは可能です。</p> |
| 2 | <p>本事業期間中及び財産処分制限期間中に固定価格買取制度の事業計画認定を受けられるか？</p> | <p>事業計画認定の申請を行うことは可能です。</p> |
| 3 | <p>本事業期間及び財産処分制限期間が終わった後に、固定価格買取制度にもとづく契約を結んだ場合、</p> <p>① 調達価格は、どうなるか？</p> <p>② 調達期間は、何年になるのか？</p> | <p>① 事業計画認定を受けた時点の調達価格が適用されます。</p> <p>② 買取期間の開始については、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 第3条第5項の規定」で買取期間の開始は、「当該再生可能エネルギー発電設備による再生可能エネルギー電気の供給の時から」と定められております。</p> <p>本事業期間中及び財産処分制限期間中に相対契約等（無償も含む）により供給を行った場合には、固定価格買取制度による調達期間から供給期間を差し引いた期間が調達期間となります。</p> |

＜補助対象経費＞

| No. | Q | A |
|-----|---|---|
| 1 | <p>＜実証設備設置等経費＞</p> <p>流量調査の費用は、補助対象となるか？</p> | <p>実施設計のための流量調査（現場での長期間の実測等）については、補助対象経費として認められます。</p> |
| 2 | <p>＜実証設備設置等経費＞</p> <p>実証設備導入に係る関係法令の申請資料作成の費用は、補助対象となるか？</p> | <p>補助対象経費として認められません。</p> |
| 3 | <p>＜実証設備設置等経費＞</p> <p>電力会社へのアクセス検討費用、連携工事負担金費用は、補助対象になるか？</p> | <p>補助対象経費として認められません。</p> |
| 4 | <p>＜実証試験経費＞</p> <p>除塵や除草、定期巡視等のメンテナンス費用は、補助対象となるか？</p> | <p>補助対象経費として認められます。</p> |
| 5 | <p>＜実証試験経費＞</p> <p>実証設備が故障した場合、その修理費用等は、補助対象となるか？</p> | <p>補助対象経費として認められません。</p> |
| 6 | <p>＜共通＞</p> <p>複数年度事業の場合、3月から翌年度の交付決定前までの費用は、計上できないのか？</p> | <p>計上できません。</p> <p>当該年度事業の完了日から翌年度の事業の交付決定日までの期間は補助対象外となります</p> |

＜人件費＞

| No. | Q | A |
|-----|--|---|
| 1 | 業務日誌の管理者の印鑑は誰が押印するか？ | 日常、業務内容と従事時間を確認できる業務責任者が押印して下さい。 |
| 2 | 出勤状況の確認資料は、どのような資料を提出すれば良いのか？ | 会社で定めている出勤簿、またはタイムカードを提出して下さい。 |
| 3 | 業務内容の確認資料は、どのような資料を提出すれば良いのか？ | 具体的な業務内容を記載した業務日誌を作成し、提出して下さい。 |
| 4 | 人件費単価は、職員別の実績単価計算或いは健保等級単価計算に基づくと記載されているが、契約社員の人件費は、国土交通省が定めている設計業務委託等技術者単価に基づき積算してもいいか？ | <p>当該補助事業で補助対象経費として計上出来る人件費は、申請者（補助事業者）の規程等に基づき雇用契約等した職員等の作業時間に対する人件費のみとなります。</p> <p>従って、公募要領の“1－4 補助対象経費”の表中の人件費の備考欄に記載されているとおり、事業に従事する職員別の実績単価計算或いは健保等級単価計算に基づいて行ってください。</p> <p>なお、実績単価計算にて積算する場合、時間単価の根拠として各雇用等に係る契約書を添付して下さい。</p> <p>ただし、雇用契約等に基づく職員等の給与額についての根拠を提示いただく場合もあります。</p> |

＜補助金交付申請書及び添付書類＞

| No. | Q | A |
|-----|---|---|
| 1 | <p>別紙4の事業経費の配分の積算根拠として提出する参考見積書は、総額が記載されていればいいのか？</p> <p>内訳書や積算基準を記したのも必要になるのか？</p> | <p>内訳及びその根拠は、必要です。</p> <p>さらに、見積依頼時の仕様書もご提出ください。</p> |
| 2 | <p>役員名簿については役員全員の氏名・生年月日の記載が必要でしょうか？</p> | <p>原則、必要です。</p> <p>申請時点での役員全員（法人である場合は取締役、会計参与及び監査役等、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者）を、添付資料5の様式に合わせて記載してください。</p> |
| 3 | <p>登記簿については、申請書の正本・副本ともに原本の添付が必要でしょうか？</p> | <p>正本にのみ原本の添付が必要です。</p> <p>登記簿は、申請書の正本に添付して頂き、副本にはコピーを添付してください。</p> |
| 4 | <p>提出書類の中に、財務諸表（貸借対照表、収支計算書）とあるが、市町村においては何をさすのか？</p> | <p>申請者が事業を行うための事業基盤を有していることを確認するためのもので、貸借対照表等を作っていないければ、それに代わる決算書等のご提出でも結構です。</p> |
| 5 | <p>添付資料6の地形図には何を記載すればいいのか？</p> | <p>地形図には、実証設備（発電所、取水口など）の設置場所および導水管や水圧鉄管のルート・管長が判るようにしてください。</p> <p>なお、1/25000地形図の縮尺では確認し難い場合は、補足資料としてさらに拡大した地形図等も添付してください。</p> |
| 6 | <p>申請書の「様式第2 実施計画書」の”3.(2)(a) 実証設備に、”設置設備、施設の名称”と”地目と区画指定状況”を記載する項目があるが、対象エリアすべてに対して記載が必要か？</p> | <p>申請される補助事業で対象となる全ての場所の住所と、土地の地目等を記載してください。</p> <p>なお、記載内容としてボリュームがある場合、例えば、別紙にまとめ、様式第2では、別紙〇参照という形でも結構です。</p> |

＜見積・契約・発注＞

| No. | Q | A |
|-----|--|---|
| 1 | <p>交付決定前に三者見積・競争入札を実施しても良いか？</p> | <p>交付申請から交付決定前までの実施は、可能です。ただし、見積書の開封、開札については、交付決定後に実施して下さい。</p> |
| 2 | <p>複数年度の一括契約をしても良いか？</p> | <p>一括契約は可能です。ただし、発注・契約についても年度毎の実施内容及び支払金額等が確認できるようにしてください。</p> <p>注) 当該年度事業の完了日から翌年度の事業の交付決定日までの期間は補助対象外となりますので、複数年度契約で行う場合、補助対象期間と補助対象外期間の発注は別契約としてください。</p> |
| 3 | <p>3者見積りをしたが、結果1社しか応札が無い場合は、問題無いか？</p> | <p>原則3者見積りとし、見積条件を複数社が応札できるものに工夫してください。</p> |

＜補助事業の手続き関係＞

| No. | Q | A |
|-----|---|--|
| 1 | <p>当初、計上していなかった設備、工事を追加する場合、予算内であるが計画変更の対象となるか？</p> | <p>申請時の事業計画の内容が変更されているため、計画変更の対象となります。</p> |
| 2 | <p>発電出力や使用水量が変わった場合、計画変更の対象となるか？</p> | <p>計画変更の対象となります。</p> |

以 上